

公共運動公園周辺地区整備工事（209街区外造成その2） 特記仕様書

路線名：流山都市計画 運動公園周辺地区
施工箇所：流山市 思井

第1章 総 則

第1条 目 的

本工事は、千葉県を示す方針に従い流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地
区画整理事業を実施するための道路改良工事（造成工事）を行うものである。

第2条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年4月版）（以下「共通仕様書」
という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通 特記仕様書」及び
「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第3条 工 期

1. 工事の工期は契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。
なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40	日間
後片付け期間	20	日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78	

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間
 - ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び
環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込ん
でいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者
は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
 3. 本工事の設計において、道路土工及び一次造成工については3パーティによる施工を
想定している。

第4条 段階確認

1. 受注者は、共通仕様書に該当するものにおいては、段階確認を受けなければならない。
この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなけれ
ばならない。
ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
舗装工	下層路盤	プルフローリング実施時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。
3. ここに記載のない項目については、監督員と協議し、決定することができる。

第5条 工事現場発生品・支給品

1. 現場発生品のうち、建設副産物は別紙「建設副産物に関する特記仕様書」による。
 なお、発生材の搬出については、監督職員と協議の上決定し、搬出時には必ず追跡調査を実施し、確認すること。
2. 現場内で発生した土砂は、地区内における造成用盛土等に流用するため、監督職員の指示する場所へ運搬整地すること。

第6条 工事中の安全確保

- 1 本工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事期間中は、公道の出入口に交通誘導警備員を1名以上配置し安全確保に努めなければならない。
- 3 工事車両は予め施工計画書に記載し承認された経路を使用すること。
- 4 工事期間中は夜間における安全確保のため、保安要員を巡回させるなど道路灯・バリケード等保安施設の点検を行い、第三者への危険防止について十分注意しなければならない。

第7条 完成図書

完成図書（工事写真等含む）はA4のチューブファイルに施工計画書も含め綴じ、1部提出すること。また、工事完了後速やかに完成図（A4版、金文字黒表紙）を1部提出すること。

第8条 特例監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）（維持工事の場合は、（1）～（9））の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。ただし、特殊管理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
 - 1) 土木工事
 - ・千葉県内（河川工事については、沿線市町村）

- 2) 建築工事、建築設備工事等
 - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)(維持工事の場合は前項(1)～(9))の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第2章 一般施工

第9条 一般施工

- 1 施工前及び施工中は近隣住民との調整を十分図ること。
- 2 土工、仮設工の施工に使用する建設機械は、低振動・低騒音のものを使用するものとする。また、工事着工前に流山市環境政策課へ特定建設作業実施届を提出し、その写しを施工計画書に添付し提出すること。
- 3 重機による騒音・振動・埃等に細心の注意をはらい、あらかじめ対策が必要な場合は監督職員と協議の上、処置すること。
- 4 重機の運転は午前9時から午後5時までとする。それ以外の時間帯での重機の使用は認めないので、日進量の調整を十分に行うこと。
- 5 工事着手以前に、現況地盤高及び横断幅員等事前測量を実施すること。測量成果について監督職員まで報告・提出すること。特に既設の完成構造物との取合についての形状寸法及び出来形を着手前に測定並びに精査し、監督職員と協議すること。
- 6 共通仮設費は原則として設計変更の対象としない。あらかじめ対策が必要な場合は施工前に監督職員と協議の上、処置すること。
- 7 既設の埋設管については調査を確実にを行い、損傷なき様施工すること。損傷させた場合は、直ちに監督職員へ報告すること。尚、復旧や損害に係る費用については、受注者の責任において行うこと。

第10条 要望・苦情に対する処理

- 1 受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容を直ちに監督職員に報告すること。
- 2 本工事施工箇所付近の商店や住宅に対し、工事の周知・説明をきめ細かく行い、営業等の支障やトラブルにならないようにすること。

第11条 その他

- 1 監督職員の指示がある場合を除き、この契約による、業務上知り得た個人情報等を、契約の目的外に利用し、又は、監督職員の承諾なしに、第三者に提供してはならない。
- 2 仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

第3章 材料

第12条 基礎用碎石

構造物の基礎用碎石（40）は、再生材を原則とする。

第13条 道路用碎石

路盤用の碎石は再生材を原則とし、碎石クラッシャーラン（0－40）は修正CBR30以上（PIは6以下）、粒度調整碎石（0－30）は修正CBR80以上（PIは4以下）とする。

第14条 セメント

コンクリートに使用するセメントの種類は、第17条コンクリート工によるものとする。

第15条 アスファルト混合物（瀝青材料）

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
基層・表層	40～60	車道部
歩道舗装	60～80	

第4章 施工

第16条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

表層	再生密粒度As（20）
----	-------------

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

第 17 条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。

ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

用 途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (c m)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント 比 (%)
コンクリート	18	8	25 (20)	高炉セメント	規定無し

第 18 条 盛土工

1. 築堤は流用土を利用して行う。
2. 流用土の築堤材としての適否を前条の試験結果から監督職員と協議すること。
3. 築堤工の施工については、次の各号によらなければならない。
 - (1) 受注者は、施工中の盛土表面については、3 %以上 10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。
 - (2) 受注者は、築堤作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、採取土で盛土に使用できない不良土は、監督職員と協議し処理するものとする。
 - (4) 受注者は、盛土の締固め管理を密度管理とする。ただし、密度管理が 不適当な場合には監督職員と協議を行い、別途管理を行わなければならない。
 - (5) 付帯道路工の下層路盤から深さ 1 mの範囲においては、路床として施工管理しなければならない。

第 19 条 作業土工（素掘側溝）

1. 設計図書に実線で示した床堀線は、指定したものである。受注者は、指定した勾配で床堀が困難な場合には、監督職員と協議しなければならない。
2. 設計図書に床堀線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床堀勾配を拘束するものではない。

第 20 条 安定処理工

1. 路床安定処理はスタビライザーによる施工を基本とし、受注者は着手前に当工種の施工計画を監督職員に提出しなければならない。
2. 対象地は、第 3 項及び第 4 項の確認を踏まえ、添加量および改良圧を決定するものとする。

なお、設計で見込んでいる仕様は下記のとおりである。

箇所	路体盛土部	
改良材	生石灰系固化材	
目標強度	C B R 6 % (現場)	
配合量	1 0 0 kg/m ³	
改良深さ	5 0 cm	

3. 配合量確認のため、下記のとおり事前調査を行うこと。ただし、添加量については、現地の状況により監督職員と協議し、変更することとする。

1) 改良材及び添加量

箇所	路体盛土部	
固化材	生石灰系固化材	
添加量	5 0、1 0 0、1 5 0 kg/m ³ の3水準	

- 2) 試験項目 C B R 試験 JIS A 1211

- 3) 試験数 試料2種、改良材1種、水準3種、材令1種 計6

※1 試験は3供試体の平均 乱した試料可

- 4) 供試体作製方法 所定の固化材料を添加後ホバートミキサーにより十分混合を行い、C B R モールドに密に充填する。

- 5) 材 令 3日湿空4日水浸養生

- 6) 室内目標強度 C B R 6 %

ただし、現地配合は、室内目標強度を満たす配合量の1.25倍とする。

4. 混合は自走式土質改良機を使用するものとする。なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第21条 路盤工

1. 路盤設置のための掘削は、路床土となる部分を出来るだけ乱さないように施工し、路盤施工面の基面整正を締固め機械にて行うこと。
2. 前項の施工完了後、監督職員が指示する箇所（3箇所）で現場C B R 試験（JIS A 1211）を行い、試験結果を提出し、監督職員が承諾した後でなければ、路盤を施工してはならない。

第22条 構造物撤去工

コンクリート構造物の取り壊しは、圧碎機を用いて行うこと。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する(受注者希望型) 対象工種: 土工、舗装工 法面整形工、 地盤改良工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない

【建設副産物】

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すると。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設発生土

(1) 指定処分（A）（工事間流用）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土は、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（場所等）：

イ 土質及び処分量： m³

ウ 搬出時期：

なお、搬出入手続き等は監督職員の指示によること。

(2) 指定処分（A）（その他）の場合

建設発生土は、片道運搬距離 km に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

(3) 指定処分（B）の場合

建設発生土（19,000m³）は、片道運搬距離 3.5 km に搬出するものとする。

3 建設廃棄物

本工事により発生する

- (1) コンクリート塊は、柏市高田 1116-32、片道運搬距離 5.7km の
(株)丸昭建材に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。